

# 災害時における応急復旧・応急対応等に関する 協定締結に係る技術資料作成要領

1. 協定書及び管内並びに業務内容  
別冊協定書（案）及び管内図参照

2. 応募資格

(1) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成31・32年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事のB等級、またはC等級、かつ維持修繕工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

(2) 以下に示す市町内に、建設業法に基づく本店を有すること。

1) 釜無川出張所管内の協定締結を希望する会社

【長野県】岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市、南佐久郡川上村、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上諏訪郡箕輪町

【山梨県】北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、甲府市

2) 白州出張所管内の協定締結を希望する会社

【長野県】諏訪市、茅野市、南佐久郡川上村、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村

【山梨県】北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、山梨市、笛吹市、甲府市、中央市、中巨摩郡昭和町、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町

3) 早川出張所管内の協定締結を希望する会社

【山梨県】南アルプス市、中央市、中巨摩郡昭和町、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡南部町

(3) 平成16年4月1日以降に、山梨県内又は長野県富士見町内において、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

・同種工事：砂防工事

(4) 技術資料の受領期限の日から協定書の締結日までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 技術資料

作成する技術資料は、次表のとおりとします。

また、次表（２）、（３）、（４）の施工実績として記載した工事については、契約書の写し（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者が確認できるもの）を提出してください。

ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はありません。

#### 提出資料

記載事項	内容に関する留意事項
（１）協定締結希望 出張所 『様式－１』	希望する出張所の順位を記載して下さい。 ※基本は希望された出張所管内の協定の締結ですが、場合によっては希望以外の出張所の協定の締結をお願いすることがあります。
（２）同種工事の 施工実績 『様式－２』	① 平成１６年４月１日以降に、山梨県内又は長野県富士見町内において、元請けとして完成・引き渡し完了した同種工事の施工実績について１件記入願います。 ② 同種工事は、砂防工事とします。 ③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額（最終）工期、受注形態等、工事概要を記載してください。 ④ 施工実績は、可能な限り CORINS に登録されている工事から選定して下さい。
（３）近隣地域内の 施工実績 『様式－３』	① 平成２１年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した山梨県内又は長野県内における、国・公団・県発注の６千万円以上の一般土木工事又は５００万円以上の維持修繕工事いずれかの施工実績があれば１件記載願います。 工事の優先順位は、国・公団発注工事、県発注工事とします。 ② 施工実績は、（２）③及び④に掲げる内容を記載願います。 ③ 実績がない場合は、提出不用です。
（４）災害協定等に 基づく活動実績 『様式－４』	① 過去５年間の災害活動実績「平成２６年４月１日以降、山梨県内又は長野県内の行政機関との、災害協定に基づく契約の有無」があれば記載して下さい。 ② 災害協定の協定書の写し及び当該災害協定に基づく契約書等の写しを必ず添付して下さい。 ③ 実績がない場合は提出不用です。
（５）資格保有者 『様式－５』	① １級土木施工管理技士の資格保有者全員の氏名、生年月日を記載して下さい。 ② 合わせて A4 の用紙に資格及び社員証の写し（１枚に複数複写可）を提出して下さい。
（６）災害時等 応急復旧協定又は 覚書等の有無 『様式－６』	① 災害時等応急復旧（河川・道路・その他）に関して他事務所及び他機関との協定又は覚書等を締結（取り交わし）の有無、その協定又は覚書等の名称と相手名、有効期限等の記載をお願いします。複数あればすべて記載をお願いします。 ② 災害協定の協定書の写し及び当該災害協定に基づく契約書等の

	写しを必ず添付して下さい。 ③ 協定等が無い場合は、無しに○を付けて提出して下さい。
(7) 表彰の有無 『様式-7』	① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の、一般土木工事及び維持修繕工事における令和元年度に受けた優良工事、安全管理優良受注者表彰、等の表彰がある場合は、記入して下さい。 ② 表彰状の写しを必ず添付して下さい。
(8) 地域特性 『様式-1』	③ 該当する所在地を記入し、協定希望の出張所まで、一般道路を利用した場合の距離の記載をお願いします。
(9) 出勤人員及び 建設資機材等の状況 『様式-8』	① 令和2年2月28日現在での常時及び最大時の出勤可能人員及び会社又は契約リース会社等の備蓄建設資機材の記載をお願いします。
(10) 災害時の 基礎的事業継続力 (様式なし)	① 令和2年2月28日現在において、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定期間中であれば認定証の写しを添付して下さい。

#### 4. 技術資料の提出

(1) 技術資料は、次記に記載する受付期間及び受付場所に持参又は郵送をお願いします。

(郵送「(簡易)書留に限る」の場合は令和2年2月28日(金)必着。)電送は受付いたしません。

- ・受付期間：令和2年2月12日(水)から令和2年2月28日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。
- ・受付場所：関東地方整備局富士川砂防事務所総務課

〒400-0027山梨県甲府市富士見2-12-16

TEL055-252-7108(代)225

(2) 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付すとともに全頁数を表示し、1部提出をお願いします。(頁の例：1/〇〇~〇〇/〇〇)

#### 5. 審査に関する事項

審査における評価項目及び着目点は以下のとおりです。

評価項目	着目点
(1) 施工実績	① 砂防工事の施工実績 ② 近隣地域内の一般土木工事又は維持修繕工事の施工実績
(2) 災害協定等に基づく活動実績	山梨県内又は長野県内の行政機関との災害協定に基づく契約の有無
(3) 資格保有者	1級土木施工管理技士の資格保有者数
(4) 災害時応急復旧協定又は覚書等の有無	他事務所及び他機関との災害時の応急復旧のための協定の有無

(5) 地域特性	本店から協定希望出張所までの一般道による距離
(6) 出勤人員及び 建設資機材等の状況	①出勤可能人員 ②会社保有の備蓄建設資機材等の状況（契約会社分含む）
(7) 災害時の 基礎的事業継続力	災害時の基礎的事業継続力の認定の有無
(8) 安全管理等の状況	事故及び不誠実な行為による注意の有無
(9) 工事成績	① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の一般土木工事における平成28年4月1日から平成31年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点 ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の、一般土木工事及び維持修繕工事における令和元年度に受けた優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰の有無

## 6. 非締結理由説明申し立て

- (1) 「災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定」を結ばなかったときは、書面により結ばなかった理由（以下「非締結理由」という。）を通知（郵送）します。
- (2) (1) の通知をうけたときは、通知をした日の翌日から起算して5日（祝日・土日を含まない）以内に、書面により、富士川砂防事務所長に対して非締結理由について説明を求めることが出来ます。
- (3) (2) の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりです。
  - ・受付窓口：関東地方整備局富士川砂防事務所総務課  
〒400-0027山梨県甲府市富士見2-12-16  
TEL055-252-7108（代）225
  - ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
- (4) (2) の書面は持参願います。郵送又は電送は受けません。
- (5) (2) の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（祝日・土日は含まない。）以内に書面により回答します。

## 7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担となります。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者決定以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をしたときは、技術審査の対象としないとともに、協定締結後に判明した場合は協定を無効とします。（資機材・資格保有者等が締結後に変動は対象外）
- (4) 提出された技術資料の差し替えは、提出受付最終日令和2年2月28日（金）とします。
- (5) 技術資料作成にともなう問い合わせ先は次のとおりとします。
  - ・問い合わせ先：関東地方整備局富士川砂防事務所工務課  
TEL055-252-7129（内線 311または312）